16　19.3GHzを超え19.7GHz以下 21.4GHzを超え22GHz以下 22.55GHzを超え23.55GHz以下 24.45GHzを超え24.75GHz以下 25.25GHzを超え27.5GHz以下 27.5GHzを超え27.501GHz以下 31GHzを超え31.3GHz以下（注15） 40GHzを超え40.5GHz以下（注16） 40.5GHzを超え42GHz以下（注７、注17、注20）	０度を超え５度以下	－115デシベル（注６）
	５度を超え25度以下	－115＋0.5（δ－５）デシベル（注６）
	25度を超え90度以下	－105デシベル（注６）
17　27.5GHzを超え30GHz以下（注21）	０度を超え５度以下	－120デシベル（注６）
	５度を超え25度以下	－120＋0.5（δ－５）デシベル（注６）
	25度を超え90度以下	－110デシベル（注６）
18～23　［略］	［略］	［略］

［注１～12　略］

13　固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局若しくは人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて対地静止衛星に開設するもの又は気象に関する情報を取得するために宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

14　固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局又は人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものに限る。

式中Ｘは、当該人工衛星局の総数Ｎ及びＮνについて次のとおりとする。

Ｎが50以下の場合、Ｘは０

Ｎが50を超え288以下の場合、Ｘは（５／119）（Ｎ－50）

Ｎが288を超え999以下の場合、Ｘは（１／69）（Ｎ＋402）

Ｎが1000以上6000以下の場合、Ｘは20.3又は$10\log_{10}$（Ｎν）のいずれか大きい値

Ｎが6000を超える場合、Ｘは$10\log_{10}$（Ｎν）＋１

なお、Ｎνは、当該人工衛星局を使用する業務の区域内であって、最小仰角を０度としたときは、地表面における任意の地点からの見通し域内にある当該人工衛星局の最大数とする。

15～20　［略］

21　対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

16　19.3GHzを超え19.7GHz以下 21.4GHzを超え22GHz以下 22.55GHzを超え23.55GHz以下 24.45GHzを超え24.75GHz以下 25.25GHzを超え27.5GHz以下 31GHzを超え31.3GHz以下（注15） 40GHzを超え40.5GHz以下（注16） 40.5GHzを超え42GHz以下（注７、注17、注20）	０度を超え５度以下	－115デシベル（注６）
	５度を超え25度以下	－115＋0.5（δ－５）デシベル（注６）
	25度を超え90度以下	－105デシベル（注６）
17～22　［同左］	［同左］	［同左］

［注１～12　同左］

13　固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて対地静止衛星に開設するもの又は気象に関する情報を取得するために宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

14　固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものに限る。

式中Ｘは、当該人工衛星局の総数Ｎについて次のとおりとする。

Ｎが50以下の場合、Ｘは０

Ｎが50を超え288以下の場合、Ｘは（５／119）（Ｎ－50）

Ｎが288を超える場合、Ｘは（１／69）（Ｎ＋402）

15～20　［同左］

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。